

「ビルの省エネエキスパート検定」を開始します。

一般財団法人省エネルギーセンターは、事務所ビル、商業施設、教育施設等の業務分野の省エネ・節電推進者の人材育成のサポートを目的とした「ビルの省エネエキスパート検定」を以下のとおり創設し、第1回試験を平成27年10月4日(日)に全国9地区で実施いたします。

エネルギー管理の強化を求められる業務用ビル分野において、設備管理者のみならず、オーナー、テナント、管理従事者等関係者が連携して取り組んでいくことが効果的です。

しかし現場では、エネルギー管理の人材育成が十分に行われているとは言えない面もあり、関係者が、エネルギー消費設備機器、エネルギー管理等に関する基礎知識、省エネに関する実践手法を体系的に学べ、それぞれの担当業務において省エネ・節電を推進していただくため、新たに「ビルの省エネエキスパート検定」を創設いたしました。

○ビルの省エネエキスパート検定（実施概要）

- (1) 検 定 日：平成27年10月4日(日) 12:30～16:00
- (2) 申込期間：平成27年3月31日(火)～8月21日(金)
- (3) 検 定 料：10,800円（消費税込み）（検定公式テキスト代を含む）
- (4) 検定会場：全国9会場
（札幌、仙台、東京、名古屋、富山、大阪、広島、高松、福岡）
- (5) 受検資格：
ビルの省エネルギーに取り組む意欲のある方なら、どなたでも受検できます。
- (6) 検定課目と時間配分：
制限時間1課目1時間×3課目、休憩30分
課目Ⅰ ビルの管理とエネルギーの基礎 12:00～13:00
課目Ⅱ 空調および照明による省エネルギー 13:30～14:30
課目Ⅲ ボイラ・受配電設備等による省エネルギー 15:00～16:00
- (7) 申込方法：
当センターホームページ、または別添「実施要領」をご参照ください。
<http://www.eccj.or.jp/bldg-expert/>
- (8) 問 合 先：
一般財団法人省エネルギーセンター 家庭省エネ・人材本部
ビルの省エネエキスパート検定事務局
TEL 03-5439-9770

記事問合せ先

一般財団法人省エネルギーセンター 家庭省エネ・人材本部
ビルの省エネエキスパート検定事務局 野尻
TEL:03-5439-9770 FAX:03-5439-9776 E-mail:bsec@eccj.or.jp

一般財団法人省エネルギーセンターの概要

1. 法人格 : 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第3条
2. 代表者 : 会長 藤 洋作
3. 設立 : 昭和53年(1978年)10月16日
4. 賛助会員 : 約2,400事業所(電力、ガス、鉄鋼、石油、化学、紙パ等)
5. 設立目的 : 産業、民生、運輸部門の省エネルギー対策の中核的推進機関
6. 主な事業
 - 1) 工場、ビル、店舗等施設の省エネ・節電推進、CO₂削減
工場、ビル等の省エネ診断指導・調査・分析
省エネ・節電対策事例、最新技術等の情報提供
CO₂削減のための対策支援
「省エネ大賞」の表彰
展示会(ENEX 地球環境とエネルギーの調和展)の開催
 - 2) 家庭、地域等における省エネ活動の支援
地域における省エネ実践行動の支援
省エネ機器の情報提供
「省エネナビ」の普及促進
「家庭の省エネ大事典」等による省エネ・節電行動の幅広い情報提供
 - 3) 省エネ関連人材の育成・活動の支援
省エネ・節電に関する技術講座、出前講座などによる省エネ関連人材の育成
当センター独自の認定資格による人材育成支援
「ビル省エネ診断技術者」、「家庭の省エネエキスパート検定」、「エネルギー診断プロフェッショナル」
出版(月刊「省エネルギー」誌、単行本の発刊)による省エネ情報提供
省エネ推進活動グッズ等による省エネ実践行動の普及
 - 4) 省エネ国際協力の推進
専門家の派遣、海外研修生の受け入れ
海外省エネ技術協力・調査・情報交換
省エネ国際ビジネスとの連携
国際規格 ISO50001 審査員評価登録機関の制度運営
 - 5) 国家資格エネルギー管理士試験等の実施
省エネ法に基づく「エネルギー管理士」国家試験・研修、エネルギー管理講習の実施
7. 所在地
 - 本 部 : 東京都港区芝浦二丁目11番5号 Tel:03-5439-9710
 - 支 部 : 札幌市、仙台市、名古屋市、富山市、大阪市、広島市、高松市、福岡市

以上